

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売 (十八件) …………… (財務局主計部公債課) …… 一
- 東京都環境影響評価条例による見解書 …………… (環境局総務部環境政策課) …… 八
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等 …………… (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) …… 三
- 都道の区域変更 …………… (建設局道路管理部路政課) …… 四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …………… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 五
- 砂利採取業務主任者試験の実施 …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 …………… (同) …… 六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …………… (同) …… 六
- 衆議院議員補欠選挙 (東京都第十区) の候補者届出書等の事前審査 …………… (東京都選挙管理委員会) …… 六
- 全国自治宝くじの発売 (十二件) …………… (全国自治宝くじ事務協議会) …… 六

雑報

- 全国自治宝くじの発売 (十二件) …………… (全国自治宝くじ事務協議会) …… 六

告示

正誤

○平成二十八年九月十二日付東京都告示第千五百五十三号 …………… 三

東京都告示第千六百三十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千三百三十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで

七 抽せん期日 平成二十八年十月二十七日

八 当せん金支払開始 平成二十八年十一月一日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 百万円 二十本

三等 二万円 二百本

四等 三千元 二千本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万二千二百四十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

東京都告示第千六百四十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千三百三十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式 (被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで

七 当せん金支払開始 平成二十八年十月十二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 三十本

二等 十万円 百五十本

三等	五千円	九千九十本
四等	千円	一万五千本
五等	二百円	十五万本
計		十七万四千二百七十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第六百五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千三百三十四回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	開封式
六 発売期間	平成二十八年十月二十六日から同年十一月八日まで
七 抽せん期日	平成二十八年十一月十日
八 当せん金支払開始期日	平成二十八年十一月十五日
九 当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 五千万円 一本

一等の前後賞	千万円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十四本
二等	五十万円	二十五本
三等	五万円	二百五十本
四等	二千元	二万五千本
五等	二百円	二十五万本
実りの秋賞	一万円	二千五百本
計		二十七万七千八百二本

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第六百六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千三百三十五回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十八年十一月九日から同月二十二日まで

七 当せん金支払開始期日	平成二十八年十一月九日
八 当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数 三十万円 六十本 十万円 百五十本 一万円 千八百四十二本 千円 一万五千本 二百円 十五万本
計	十八万四十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第六百七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千三百三十六回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 一億五千万円
四 証票金額	一枚百円
五 証票型式	開封式

六 発売期間	平成二十八年十一月九日から同月二十三日まで
七 抽せん期日	平成二十八年十一月二十五日
八 当せん金支払開始期日	平成二十八年十一月三十日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級	一等 千五百万円 一本 二等の前後賞 二百五十万円 二本 一等の組違い賞 十万円 十四本 二等 百万円 十五本 三等 三万円 三百本 四等 三千元 千五百本 五等 百円 十五万本
計	十五万一千八百三十二本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。
●東京都告示第千六百八号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 平成二十八年九月二十三日	
一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十八年十一月二十三日から同年十二月六日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十八年十一月二十三日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級	一等 百万円 三十本 二等 十万円 百五十本 三等 五千元 九千二百四十本 四等 千円 一万五千本 五等 二百円 十五万本
計	十七万四千二百四十本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。
●東京都告示第千六百九号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 平成二十八年九月二十三日	
一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十八年十二月七日から同月二十五日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十八年十二月七日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級	一等 三百万円 十本 二等 十万円 二百五十本 三等 一万円 五千五百本 四等 三千元 一万三千三百五十本 五等 千円 二万五千本 六等 二百円 二十五万本
計	二十九万四千百十本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。
●東京都告示第千六百十号 当せん金付証票を次のとおり発売する。	

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一名称 第二千三百三十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年十二月二十三日から
平成二十九年一月十日まで

七 抽せん期日 平成二十九年一月十二日

八 当せん金支払開始 平成二十九年一月十七日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の前後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 六十九本

二等 二十万円 七十本

三等 二十万円 七万本

四等 二百円 七十万本

初夢賞 一万円 一万四千本

計 七十八万四千四百四十二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づき総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若

しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千六百十一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一名称 第二千三百四十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年一月十一日から同月
二十四日まで

七 抽せん期日 平成二十九年一月二十六日

八 当せん金支払開始 平成二十九年一月三十一日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 一千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 百万円 二十五本

三等 三万円 二百五十本

四等 三千元 二千五百本

五等 千円 二万五千本

六等 百円 二十五万本

計 二十七万七千八百二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千六百十二号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一名称 第二千三百四十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年一月十八日から同月
三十一日まで

七 抽せん期日 平成二十九年二月二日

八 当せん金支払開始 平成二十九年二月七日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十九本

七	当せん金支払開始	平成二十九年一月十八日
六	発売期間	平成二十九年一月十八日から同月三十一日まで
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
四	証券金額	一枚二百円
三	発売の数及び総額	二百万枚 四億円
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
一	名称	東京都知事 小池 百合子 第二千三百四十二回東京都宝くじ

●東京都告示第千六百十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

二等	百万円	六本
三等	五十万円	三十本
四等	五万円	三百本
五等	二万円	三万本
六等	二千元	三十万本
計	三十三万六千三百六十八本	

新幸運賞
計 三十三万六千三百六十八本

六	発売期間	平成二十九年二月一日から同月十日
五	証券型式	開封式
四	証券金額	一枚百円
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
一	名称	東京都知事 小池 百合子 第二千三百四十三回東京都宝くじ

●東京都告示第千六百十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等	等級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	二十本	
二等	五十万円	二十八本	
三等	一万円	五百九十六本	
四等	三千元	二万本	
五等	千円	四万本	
六等	二百円	二十万本	
計		二十六万六千四百四十四本	

七	抽せん期日	平成二十九年二月十六日	
八	当せん金支払開始	平成二十九年二月二十一日	
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等	等級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	一本	
一等の前後賞	二百五十万円	二本	
一等の組違い賞	十万円	十九本	
二等	百万円	一本	
三等	十万円	二十本	
四等	一万円	二百本	
五等	三千元	八千本	
六等	千円	二万本	
七等	百円	二十万本	
計		二十二万八千二百四十三本	

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千六百十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年九月二十三日

一 名称
東京都知事 小池 百合子
第二千三百四十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年二月八日から同月二十一日まで

七 抽せん期日 平成二十九年二月二十三日

八 当せん金支払開始 平成二十九年二月二十八日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 五千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 三百万円 二本

三等 十万円 二十五本

四等 三万円 七百五十本

五等 千円 二万五千本

六等 二百円 二十五万本

女神のプレゼント賞 一万円 五千本

計 二十八万八百四本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千六百十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百四十五回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十九年二月十五日から同月二十八日まで

七 当せん金支払開始 平成二十九年二月十五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十五本

二等 十万円 九十本

三等 一万円 六百十八本

四等 三千円 一万五千二百本

五等 千円 二万九千七百八十四本

六等 二百円 十五万本

計 十九万五千六百二十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千六百十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百四十六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年二月二十二日から同年三月七日まで

七 抽せん期日 平成二十九年三月九日

八 当せん金支払開始 平成二十九年三月十四日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 百万円 三本

三等 十万円 三十本

四等 一万円 百五十本

五等 三千円 千五百本

六等 千円 一万五千本

七等 百円 十五万本

<p>十 注意事項 計 十六万六千七百本</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千六百十八号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>平成二十八年九月二十三日</p>	<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子 第二千三百四十七回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円</p> <p>四 証票金額 一枚二百円</p> <p>五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及びまるちゃん賞の当せんが判明する方法)</p> <p>六 発売期間 平成二十九年三月一日から同月十七日まで</p> <p>七 当せん金支払開始 平成二十九年三月一日 期日</p> <p>八 当せん金の額及び当せん数の等級 当せん金 当せん本数 一等 五十万円 三十本 二等 五万円 六十本 三等 一万円 三百十八本</p>
<p>四等 五百円 一万七千二百五十本</p> <p>二等 二百円 十五万本</p> <p>まるちゃん賞 五千円 一万五千九十本</p> <p>計 十八万二千七百四十八本</p> <p>九 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千六百十九号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>平成二十八年九月二十三日</p>	<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子 第二千三百四十八回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円</p> <p>四 証票金額 一枚百円</p> <p>五 証票型式 開封式</p> <p>六 発売期間 平成二十九年三月十五日から同月二十八日まで</p> <p>七 抽せん期日 平成二十九年三月三十日</p> <p>八 当せん金支払開始 平成二十九年四月四日 期日</p> <p>九 当せん金の額及び当せん数の等級 当せん金 当せん本数 一等 千万円 一本</p>
<p>一等の前後賞 二百五十万円 二本</p> <p>一等の組違い賞 十万円 十四本</p> <p>二等 百万円 六本</p> <p>三等 十万円 三十本</p> <p>四等 一万円 百五十本</p> <p>五等 五千円 千五百本</p> <p>六等 千円 一万五千本</p> <p>七等 百円 十五万本</p> <p>計 十六万六千七百三本</p> <p>十 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	<p>●東京都告示第千六百二十号</p> <p>当せん金付証票を次のとおり発売する。</p> <p>平成二十八年九月二十三日</p>	<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子 第二千三百四十九回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円</p> <p>四 証票金額 一枚二百円</p> <p>五 証票型式 開封式</p> <p>六 発売期間 平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで</p>

七 抽せん期日 平成二十九年四月四日

八 当せん金支払開始 平成二十九年四月十日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 百万円 六本

三等 十万円 二百本

四等 二千万円 二万本

五等 二百万円 二十万本

春さらさら賞 一万円 二千本

計 二十二万二千二百二十八本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千六百二十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)南町田計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文
渋谷区南平台町五番六号

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)南町田計画

自動車駐車場の変更

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市鶴間三丁目位置する「グランベリーモール」(商業施設)のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
対象事業について、都民の意見が四件、事業段階関係市長等からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年九月二十三日から同年十月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表 1 に示すとおりである。
評価書案に対して都民からの意見書の提出は 4 件であった。また、事業段階関係市長である町田市長及び本事業の近隣県市長である大和市長 (以下「事業段階関係市長等」という。) からの意見が提出された。

都民からの意見及び事業者の見解は表 2 (1)～(21)に、事業段階関係市長等からの意見及び事業者の見解は表 3～表 4 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	4 件
事業段階関係市長等からの意見	2 件
合計	6 件

表 2(1) 都民からの意見及び事業者の見解

項目：事業計画 (計画対象範囲)	意見の内容	事業者の見解
対象事業の内容 (範囲) について 環境影響評価する範囲に違和感がある点。 対象範囲に計画地は「中央街区」、「駅前区」、「駐車場街区 1」、「駐車場街区 2」に限定するとしているが、基となる事業は「南町田駅周辺整備事業」なのであり、「環境影響評価」を行うのであれば、範囲 1.2.3 丁目全体に影響が出ることは明白なのである。 ましてや当業者は隣接鶴間公園を町田市と官民共同事業として「地区計画し」、「区画整理し」、「都市公園変更し」、「全体都市計画変更する」のであるから、当然全体を対象範囲とすべきである。 少なくとも共同事業範囲である鶴間公園を「環境影響評価」の対象範囲とすべきである。 隣接鶴間公園と住宅地への環境影響評価を行う事が、この評価書の本来の目的であるべきなのに、そこを無視した事業地内のみでの評価書は意味をなさないと思われますので、その点を審議会は是非申請者に指導願いたいと思います。	環境影響評価対象事業及び環境影響範囲については、本事業の事業計画の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を勘案して、環境影響評価項目及び環境影響要因が及ぶ範囲を想定し、設定いたしました。 環境影響評価対象事業の範囲を商業施設計画の範囲とさせていただいた理由は、本環境影響評価は、東京都環境影響評価条例に基づいたものであり、当該条例に基づき対象事業の要件である、「自動車駐車場の設置又は変更：道路の路面外駐車場：[設置] 同時駐車能力 1000 台以上 (住宅の居住者用を除く)、[増設] 増加する駐車能力 500 台以上かつ増設後駐車能力 1000 台以上 (同上) 」に該当するためです。 ご指摘の土地区画整理事業、公園整備等を対象事業としていない理由としては、①別事業であること、②環境影響評価の対象事業となる要件として、土地区画整理事業は、事業区域面積 40ha 以上 (樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上) の要件がありますが、当該区画整理事業での事業区域面積は約 18.2ha であり、該当要件を満たしていないことから対象としておりません。 また、南町田駅周辺地区で予定されている事業は、土地区画整理事業が町田市と東急電鉄の共同事業、都市計画公園である鶴間公園の整備は町田市の事業、都市計画の決定・変更 (地区計画、用途地域、鶴間公園、土地区画整理事業) は、町田市が決定をいたします。 本計画は、町田市が策定した「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」に基づき、商業施設の再整備を行ってまいります。 対象事業が起因とされる影響については、大気汚染、騒音・振動、日影、電磁障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 8 項目を選定し、予測・評価をいたしました。その結果を踏まえ、環境保全のための措置などにより、環境配慮に努めてまいります。	

表2(2) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
	<p>なお、隣接する鶴間公園につきましては、自然との触れ合い活動の場として、環境影響評価項目に選定し、工事の施行中においては、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路、工事の完了後においては、施設の供用に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化を予測・評価をいたしました。</p> <p>また、鶴間公園と連携したまちづくりを推進している商業施設計画であることを鑑み、接続部には、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のなる樹木や在来種等の植栽を計画するなど、商業施設計画側としてもできる限り配慮し、地域全体のまちづくりに貢献してまいりたいと考えております。</p>

表2(3) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画(駐車場台数)</p> <p>駐車場台数の計画について 店舗数を現在の100から250店(2.5倍)、年間来客数700から1400万人(2.0倍)を予定しながら、駐車台数を現在1400から2135台の1.52倍では収容できないと考える。</p> <p>昨年9月の環境影響調査計画書(以下調査書という)では駐車台数2540台を予定したが、それに対して私たちは「現況施設の単位面積当たりの利用実績台数が記載されていなくて、その算出根拠が不明」と意見書を提出しました。</p> <p>その調査書では、来店車両台数は1日約6700台、1時間のピーク台数約800台と想定しながら駐車場2540台収容としていましたが、本計画書案は、来店車両台数は1日7630台(調査書比930台増)1時間のピーク台数約930台(調査書比130台増)それぞれ大きく増加しています。</p> <p>それにも拘らず、調査書比405台減の本計画は、収容能力からの算出した数字合わせとしか考えられず、予想される必要な駐車台数の算出根拠を明示願います。</p>	<p>駐車場台数の設定につきましては、評価書案P25に示すとおり、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成19年2月1日、経済産業省告示16号)及び「大規模開発地区関連交通計画」(平成26年6月、国土交通省都市局都市計画課都市計画室)における必要台数、並びに現在のプランベリーの駐車場整備実績及び利用実績も勘案し、最大の利用実績ベースを基に台数を計画しております。</p> <p>駐車場計画台数2,135台の算出根拠につきましては、下記①～④の内の最大となる、④現在の駐車場の「利用実績」より試算した必要台数(2,132台)以上となるように設定しております。</p> <p>この値は、東京都駐車場条例による附置義務台数(1,385台)を上回っております。</p> <p>①「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」による必要台数=1,335台 ②「大規模開発地区関連交通計画」による必要台数=1,803台 ③現在の駐車場の「整備実績」を勘案した必要台数=2,110台(物販面積当りの整備台数:46.6台/千㎡より算出) ④現在の駐車場の「利用実績」を勘案した必要台数=2,132台(物販面積当りの利用台数:47.5台/千㎡(休日・ペーj時の調査値)より算出)</p> <p>※上記各数値は、シネコンの必要台数:232台(H17年の大規模小売店舗立地法届出時の値)を含んでおります。</p> <p>また、待機車両が周辺道路に並ばないよう、駐車場ゲートを敷地裏に配置することで、敷地内にてできるだけ長く滞留長を確保し、外周道路に駐車待ちの車列がでないように計画しております。</p> <p>なお、店舗数、年間来店者数については、町田市「南町田駅周辺地区拠点整備方針」(2015年6月)の記載によるものと存じますが、現時点では検討中です。</p>

表2(4) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（駐車場台数、交通渋滞）</p> <p>南町田北交差点の交通渋滞について</p> <p>我々の住む鶴間1から3丁目地区は、国道16号線、246号線と境川に囲まれた地域であり、南町田北交差点は玄関とも言える場所である。ここで渋滞が起きることが最も心配なことであるが、2000年の現在のグランベリーモーター開業時には、南町田北交差点を頭に数百メートルにわたって渋滞が起き、我々住民が車で外部に出る際に大いに影響を受けた記憶がある。南町田北交差点での渋滞はなんととしても避けてもらいたい。</p> <p>2000年の開業時には、駐車場が不足し、境川を鶴間1号橋でわたった野球グラウンド（現在は区画整理が行われ住宅となっている）も臨時駐車場としていた。開業時には地域に大きな負荷がかか</p>	<p>商業施設への関連車両の走行経路については、周辺道路の整備見直しを加味したうえで、各交差点の交通負荷等の予測等を行い、警察等関係機関との協議・指導を随時行うことで設定しております。南町田北交差点経由で誘導する交通は、「来店」は新設された国道16号の町田立体経由で来店する車両のみ、また、「退店」は中央街区（シネコン棟を含む）からの退店で、新設道路・都市計画道路（町田3.4.37）を経由して、町田市街方面へ退店する車両、及びシネコン棟から相模原方面へ退店する車両のみを誘導する計画としております。それ以外の方面の車両は、各道路・交差点の負荷を鑑み、分散誘導する方針であり、特定の交差点に渋滞が集中しないようにしてまいります。</p> <p>駐車場台数の設定につきましては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日、経済産業省告示16号）及び「大規模開発地区関連交通計画」リニューアル改訂版（平成26年6月、国土交通省都市局都市計画課都市計画室）における必要台数、並びに現在のグランベリーモーターの駐車場整備実績及び利用実績も勘案し、最大の利用実績ベースにより台数を計画しております。</p> <p>交通混雑の緩和ならびに誘導経路の徹底のため、①ホームページや道路沿道設置の案内看板等による事前の誘導経路の告知、②計画地内への看板の設置、③誘導員の配置等を行ってまいります。また、待機車両が周辺道路に並ばないよう、駐車場ゲートを敷地奥に配置することで、敷地内にできるだけ長く滞留長を確保し、外周道路に入庫待ちの車列ができないように計画しております。</p> <p>開業時には、交通混雑の緩和のため、状況に応じて交通誘導員の増員など、できる限りご迷惑のかけられないように運営面を強化する計画です。</p> <p>なお、評価書案（P28）及び本書（P21）記載の商業施設関連車両の走行経路（退店）図の南町田北交差点の町田立体方面への右折については、警察等関係機関との協議により取りやめとなりまし</p>

表2(5) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（交通渋滞）</p> <p>就中、現在でさえ休日駐車場への待機車両が、二トリ協の国道16号線から国道246号線との交差点「東名入口」の信号機まで続いています。しかも本計画では、クヤキ通りの陸道に伴い住宅地内の道路（町3・4・37号線、南1634、1604、1693号線など）での待機車両や渋滞は避けられな</p>	<p>商業施設への関連車両の走行経路については、周辺道路の整備見直しを加味したうえで、各交差点の交通負荷等の予測等を行い、警察等関係機関との協議・指導を随時行うことで設定しております。基本的な考え方として、住宅地内に強力車を流さないというのが交通処理の大きな方針です。そのため、都市計画道路（町田3・4・37号線）と計画地を結ぶ新設道路を利用し、計画地から発生する交通は新設道路経由で都市計画道路（町田3・4・37号線）へ流して、線路北側や住宅地内（南1634号線）には来店店車両を誘導しない計画としております。併せて、中央街区南側（南1633号線）にも来店店車両を誘導しないよう計画してまいります。</p> <p>また、交通負荷の増加が見込まれる部分（南1604号線の一部）に関しては、商業敷地東側の敷地をセトバックして歩道及び車道の拡幅が行われ、入庫待ちスペースが確保されることにより、商業施設への来店車両の入庫待ち車両が外周道路を通過する交通の阻害とならないようにいたします。</p> <p>さらに、また、待機車両が周辺道路に並ばないよう、駐車場ゲートを敷地奥に配置することで、敷地内にできるだけ長く滞留長を確保し、外周道路に入庫待ちの車列ができないように計画しております。</p>

表2(6) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（交通渋滞）</p> <p>新グランペリーモールの客がピークとなる開業直後の2～3月の間交通渋滞、大気汚染についてどのような対策を持っているのか、それをしめしてもらいたい。</p> <p>また、これらに関連して、来店客の鉄道の利用を推し進める対策についても示してもらいたい。</p>	<p>開業時には、近隣の皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、交通渋滞の緩和のためには状況に応じて交通誘導員の増員など、できる限りご迷惑のかからないように運営面を強化化する計画です。</p> <p>交通混雑の緩和ならびに誘導経路の徹底のため、①ホームページや道路沿道設置の案内看板等による事前の誘導経路の告知、②計画地内への看板の設置、③誘導員の配置等を行ってまいります。</p> <p>また、店舗の広告チラシ、ホームページ等への公共交通機関によるアクセス方法の掲載や、鉄道・バス利用による来店者へのポイント付与実施の検討など、公共交通機関による来店を促進してまいります。</p>

表2(7) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（関連車両ルート）</p> <p>関連車両の方面別配分比率について</p> <p>P34の「関連車両の方面別配分比率」の配分は恣意的であり説得力に欠ける。</p> <p>「町田 3・4・37 号線」を町田方面から来る車両がわざわざ、南町田北交差点で左折するなど考えられないのではないか。南町田北交差点の負荷を表面上、下げるように意図されたものように感じる。</p> <p>また、南町田北交差点から入る車を制限するため、グランペリーモールに入ろうとする車に右折入庫禁止の措置をとろうとすれば、かえって鶴間小学校北の交差点へ来店車両を導くことになる。「関連車両の方面別配分比率」の根拠に示すべきである。</p>	<p>商業施設への関連車両の走行経路については、周辺道路の整備見直しを加味したうえで、各交差点の交通負荷等の予測を行い、警察等関係機関との協議・指導を経たうえで設定しております。</p> <p>国道 16 号からの来店車両については、住宅街の道路への進入や、鶴間小学校北交差点経由の通行を生じさせないための配慮として、「横浜町田立体より南町田北交差点へ降りてきた来店車両」は、新設道路経由で、駐車場街区 1 または駅街区の駐車場に誘導する計画です。それ以外は、全て「国道 16 号ロータリー」を経由し、且つ収容台数の多い「中央街区の駐車場」へ誘導を行う計画としております。従いまして、「町田方面」からの来店されるお客様に対しても、南町田北交差点を左折して、収容台数の多い中央街区の駐車場へ左折入庫していただくように、また、退店の際は同じ出入口より左折出庫して、都市計画道路（町田 3・4・37 号線）にて南町田北交差点を「直進」で退店いただく計画としております。</p> <p>関連車両の方面別配分比率は、「平成 20 年パネソニック調査の施設別・代表交通手段別 OD 表」にて行っております。パネソニック調査（以下「PT 調査」という。）は、一定の調査対象地域内において「人の動き」（パネソニック）を調べる調査です。交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つとなっております。PT 調査を行うことによって、交通行動の出発地、到着地、目的、利用手段、行動時間帯など 1 日の詳細な交通データ（トリップデータ）を得ることができます。今回使用した PT 調査対象地域は、町田市小川、鶴間、鶴間 1 丁目～3 丁目のエリアとしており、実態に即した関連車両の方面別配分比率となっていると考えます。PT 調査における各地区の発着の数値を、国道 16 号と国道 246 号が交差する東名入口交差点を中心とした計 4 方向（国道 16 号：横浜町田 IC 方面、相模原方面、国道 246 号：青葉区方面、大和市方面）の幹線道路毎に分配・集計して予測した値としております。</p>

表2(8) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（廃道跡地）</p> <p>日影・景観について 既存建物のシネコン棟がそのまま残るので、計画地西側の鶴間公園の日影・景観は現在と不変となっていますが、ケヤキ通り廃道の跡地即ち融合ゾーンのC地区は、今回、用途地域が「一低」から「商業」となった0.4haには何も建設されず、大きな空間でしょうか。</p>	<p>廃道跡地の融合ゾーン（南町田駅周辺地区地区計画のC地区）は、現在、町田市の道路用地や公園用地の一部になっておりますが、今後、町田市により土地利用の検討が進められます。 商業施設計画では、公園整備計画の内容を踏まえ、鶴間公園やC地区との接続部には広場や休憩スペースの整備を行い、賑わいや憩いの場を創出するとともに、廃道部は盛土により直接往来が可能となることから、より一体性のある利用環境を形成するよう、計画してまいります。</p>

表2(9) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：事業計画（鶴間公園、廃道跡地）</p> <p>自然との触れ合い活動の場 工事後の完了後 ・「本計画は既存商業施設のリニューアルであり、隣接する鶴間公園を直接改変する計画ではない」とあるが、「計画地西側に接する市道南1604号線が土地区画整理事業により廃道され、計画地とは連続的につながることとなる。」と他人事の接しに書かれているが、その施工者は東急電鉄と町田市の共同事業であり本人であり、その施工部分を本人が環境影響評価しないことは不誠実である。 ・廃道された跡地に上記C地区および西端に幅5mの歩行者通路が作られる為、既存の急斜面河岸段丘の一部自然林が粗全て伐採され（中高木500本程度？）、土地は傾斜造成され、商業地と都市公園が一体的となる。正に歩行者が自由に往来し、環境影響や景観影響がもたらに及ぶ。 ・これらに対する影響調査がなされないまま、造成が行われると公園の自然環境（小型猛禽類などの営巣や貴重な自然植物がある）に対する多大な環境破壊が起こる事が危惧される。</p>	<p>環境影響評価対象事業及び環境影響評価範囲については、本事業の事業計画の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を勘案して、環境影響評価項目及び環境影響要因が及ぶ範囲を想定し、設定いたしました。 環境影響評価対象事業の範囲を商業施設計画の範囲とした理由は、本環境影響評価は、東京都環境影響評価条例に基づいたものであり、当該条例に基づき対象事業の要件である、「自動車駐車場の設置又は変更：道路の路面外駐車場：[設置]同時駐車能力1000台以上（住宅の居住者用を除く）、[増設]増加する駐車能力500台以上かつ増設後駐車能力1000台以上（同上）」に該当するためです。 ご指摘の土地区画整理事業、公園整備等を対象事業としていない理由としては、①別事業であること、②環境影響評価の対象事業となる要件として、土地区画整理事業は、事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）の要件がありますが、当該区画整理事業での事業区域面積は約18.2haであり、該当要件を満たしていないことから対象としておりません。 なお、隣接する鶴間公園につきましては、自然との触れ合い活動の場として、環境影響評価項目に選定をし、工事の施行中においては、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路、工事の完了後においては、施設の供用に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化を予測・評価をいたしました。 また、鶴間公園と連携したまちづくりを推進している商業施設計画であることを鑑み、接続部には、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のなる樹木や在来種の植栽を計画するなど、商業施設計画側としてもできる限り配慮し、地域全体のまちづくりに貢献してまいりたいと考えております。</p>

表2(10) 住民からの意見及び事業者の見解

項目：事業計画 (鶴間公園)	事業者の見解
<p>意見の内容</p> <p>景観への予測地点の追加について 今般、事業者の協力の下、町田市によって開催されたワークショップに参加して、本計画により、大切な景観が損なわれるのではないかと憂慮いたしました。</p> <p>参加者から指摘された、鶴間公園の長さは「緑豊かな空間」という漠然とした長さではなく、「みどりの木々と空しか見えない静かな広場」しかも、それが駅近くにあるとということにある、ということです。これは通称「さわやか広場」に典型的に当てはまります。そうなっているのは、少なくとも3万年前以降には下らない旧境川による浸食地形のなせる窪地地形とその周りを囲む潜在植生や、里山の名残りなどによるものです。ちょうど谷戸谷頭のような窪地が芝地化しているところ、と言えるでしょう。地質時代として近世以来の鶴間の人々の営みの産物であるこの空間は住宅地に囲まれた地帯では稀有な景観を示しています。まさしく「鶴間公園の宝」です。</p> <p>しかるに今回の計画では、この一角に歩行者のみならず自転車までもが往来する園内通路が予定されています。これは単に景観上だけでなく、幼い子連れの利用者にとっては、自転車の進入やこれへの接触など危険な環境になる恐れを伴います。少なくとも景観と安全、場合によっては夜間の治安の問題を抱えることとなります。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>鶴間公園につきまして、町田市が事業主体となり、計画検討が進められることとなります。商業施設計画では、公園整備計画の内容を踏まえ、鶴間公園やC地区との接続部には広場や休憩スペースの整備を行い、賑わいや憩いの場を創出するとともに、陸上部は盛土により直接往来が可能となることから、より一体性のある利用環境を形成するよう、計画してまいります。</p> <p>また、鶴間公園と連携したまちづくりを推進している商業施設計画であることを鑑み、接続部には、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のなる樹木や在来種等の植栽を計画するなど、商業施設計画側としてもできる限り配慮し、地域全体のまちづくりに貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>いただきました貴重なご意見につきましては、公園整備事業の主体である町田市にもお伝えさせていただきます。</p>

表2(11) 住民からの意見及び事業者の見解

項目：大気汚染	事業者の見解
<p>意見の内容</p> <p>大気汚染について 大気質の現状調査によれば、対象地である鶴間一丁目から三丁目地区の大気質の環境は、町田市金森測定局や大和市役所測定局と比較して明白に劣っている。国道16号や246号などの自動車交通の影響を受けているためとおもわれるが、この上にさらなる交通負荷を与える本計画には最大限の配慮が求められる。</p>	<p>ご指摘のとおり、現地調査の一般環境大気質(公定法)調査地点①(計画地内)におけるNO₂の四季平均値は0.022ppmであるのに対し、町田市金森測定局の年平均値(平成21～25年度、ただし平成21～23年度までは町田市中町測定局)は0.014～0.018ppm、大和市役所の年平均値は0.018～0.023ppm(平成21～25年度)であり、現地調査の方が高い値となっております。</p> <p>また、現地調査の一般環境大気質(公定法)調査地点①(計画地内)におけるSPMの四季平均値は0.025mg/m³であるのに対し、町田市金森測定局の年平均値(平成21～25年度、ただし平成21～23年度までは町田市中町測定局)は0.019～0.020mg/m³、町田市能ヶ谷測定局の年平均値は0.019～0.022mg/m³(平成21～25年度)、大和市役所の年平均値は0.020～0.022mg/m³(平成21～25年度)であり、現地調査の方が高い値となっております。</p> <p>なお、計画地内の一般環境大気質(公定法)調査は、調査期間が四季の各1週間に限定されるため、年間の平均値である各測定局のデータと直接比較するのは正確でないと思われませんが、現地調査の結果が高い傾向にあるため、自動車交通の影響を低減する措置として、交通誘導員の適切な配置による円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける。駐車場における制限速度及びフリードリフグスタップの周知を図る。店舗の広告サイン、ホームページ、看板等に公共交通機関によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を図る。従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとする。苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うなどできる限り配慮を行ってまいります。</p>

表 2(12) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：大気汚染</p> <p>環境に及ぼす影響の評価の結論について 大気汚染 工事の完了後 ・公園内の環境の変化の測定を行うべきである 現在開差済みの地点の大気を測定し予測した所で 大した変化が無いことは自明である。駐車場の拡 大、拡散、走行車両の増大、公園内道路の新設等 で、公園内こそが相当な環境影響があると想定さ れる為、そこを測定することが重要である。 ・公園内新設道路の中間点、ユリノキ通りとの新 設交差点での測定を行うべきである。 ・環境悪化した場合は、解決法を提案し施工すべ きである。</p>	<p>評価書案では、大気質と道路交通騒音・振動と 交通量の現地調査をしたうえで予測・評価いたし ました。 地点の設定については、関連車両の走行経路沿 道で、より住宅地に近い場所、環境負荷の変化 がどの程度生じるかを予測・評価するため、地点 の設定を行いました。 計画している関連車両の走行経路から、新設道 路区間の将来交通量のうち、本事業の関連車両台 数は地点⑧⑨と同等程度と想定されます。そのた め、新設道路区間からユリノキ通りを含めた区間 の代表地点として、地点⑧⑨で予測・評価を行っ ております。 新設道路の整備を含む土地区画整理事業は、町 田市決定の都市計画事業の一環で施行されます。 商業施設計画では、自動車交通の影響を低減す る措置として、交通誘導員の適切な配置による円 滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける。 駐車場における制限速度及びアイドリングストッ プの周知を図る。店舗の広告サイン、ホームペー ジ、看板等に公共交通機関によるアクセス方法を 掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を 図る。従業員の通勤は原則、公共交通機関による ものとする。苦情対応窓口を設け、きめ細やかな 住民対応を行うなどできる限り配慮を行ってまい ります。 いただきました貴重なご意見につきまして、 町田市にもお伝えし、計画検討の参考とさせてい ただきます。また、鶴間公園内での測定等につ きましては、町田市とも検討してまいります。</p>

表 2(13) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：騒音・振動</p> <p>今回の評価書案では、鶴間公園通り(3-4-37号 線、地元通称ユリノキ通り)の1地点の騒音が、 すでに環境基準値を超えている、となつていま (本論 137 ページ)。2016年5月3日、地元 NPOによる計測では、ピーク時の時間交通量は 計測にしがたくなって将来店舗数が2.5倍、駐 車場台数が1.5倍となれば、交通予測量が過小評 価されているのでは、と疑念を持ちます。</p>	<p>意見書の添付資料1に記載のユリノキ通りにお ける「NPOによる交通量調査結果：1,737台」は、 休日の「2時間」での数値であるのに対し、「以前の 事業者から説明(2016.4.15 地元との整備計画 検討)した将来交通量の予測値：807台」は、休 日ピーク時の「1時間」の数値であり、対象として いる時間数が異なることが見受けられます。 現地調査時期におきましても評価書案では、平 成27年10月14日(水)～15日(木)、10月17 日(土)～18日(日)で行いましたが、地元NPO の方の計測日は、2016年5月3日とゴールデンウ イーク中であることから、1年の内でも非常に交 通量の多い時期であると思われま す。 また、将来交通量の算定に当たっては、「大規模 商業店舗を設置するものが配慮すべき事項に關す る指針」(平成19年2月1日、経済産業省告示16 号)及び「大規模開業地区関連交通計画(ニュー アル改訂版)」(平成26年6月、国土交通省都市局 都市計画課都市計画室)にて算出した値の大きい 方の台数を想定し、各環境影響評価項目の予測・評 価を行っております。 なお、商業施設への関連車両の走行経路につ いては、周辺道路の整備見直しを加味したうえで、 各交差点の交通負荷等の予測等を行い、警察等関 係機関との協議・指導を促すうえで設定しており、 住宅地内への通過交通の抑制や、車両の分散化等 を図っております。</p>

表2(14) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：騒音・振動</p> <p>将来交通量の予測資料もなく、当然将来の交通騒音の予測数値はわからない。</p>	<p>将来交通量の予測におきましては、警察等関係機関との協議・指導を経て、誘導経路の考え方を基にしております。</p> <p>算出方法は、平成27年11月に実施した現況交通量調査結果、周辺道路の整備見通し等を加味して、将来基礎交通量・関連車両交通量を算出し、これらを足し合わせることで、将来交通量を算定しております。</p> <p>また、評価書案の「騒音・振動」における工事用車両及び関連車両の走行に伴う予測・評価におきましては、将来交通量を予測条件としております。</p> <p>なお、詳細は評価書案資料編(P1～44)に記載をしております。</p>

表2(15) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：騒音・振動</p> <p>今回の環境影響評価書案について、2016年7月8日の説明会で、調査地点追加の要望が反映されていないことについて意見を申し述べたところ、事業者より、</p> <p>①既存道路が存在しないので、データがない。</p> <p>②本来、当計画は戸別住宅地内道路へ車が流れることを回避するために計画されたもの。との返答がありました。</p> <p>しかし、①については、すでに事業者による2016年4月15日付資料で時間当りピーク時台数は(2015年9月11日資料909台が訂正され)583台と提示されているし、電車通過音については換算式が存在すると思います。また、②については、迷惑の付け替えになる、としか言いようがありません。</p> <p>以上ことから、予測にあたっては、住民の声に直に接していただく現地調査をしていただきたい上で、併せて予測数値を出していただくべく、予測地点追加を重ねて要望いたします。</p>	<p>評価書案では、関連車両の走行経路沿道で、より住宅地に近い場所において、環境負荷の変化がどの程度生じるかを予測・評価し、本計画により環境への影響の変化の程度が見込まれる地点を選定し、道路交通騒音・振動と交通量の現地調査をしたうえで予測・評価いたしました。</p> <p>計画している関連車両の走行経路から、新設道路区間の将来交通量のうち、本事業の関連車両台数は地点I、H(騒音・振動)と同等程度と想定されます。それを踏まえまして、新設道路区間からユリノキ通りを含めた区間の代表地点として、地点I、H(騒音・振動)で予測・評価を行っております。</p> <p>商業施設への関連車両の走行経路については、周辺道路の整備見通しを加味したうえで、各差点の交通負荷等の予測等を行い、警察等関係機関との協議・指導を経たうえで設定しておりますが、ご指摘事項①の「2015年9月11日資料909台が訂正されたこと」に関しては、2016年4月15日第24回南町田駅周辺地区拠点整備検討会にてご説明致しましたとおり、新設道路および住宅地方面の都市計画道路(町田3.4.37)への交通量を減少させること、南町田北交差点の交通負荷を軽減すること等を目的に、中央街区(北側出口)から国道16号横浜方面および国道246号方面への退店車両の誘導経路が変更となったためでございます。</p> <p>商業施設計画では、自動車交通の影響を低減する措置として、交通誘導員の適切な配置による円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける。駐車場における制限速度及びブレイドリングストップの周知を図る。店舗の広告サイン、ホームページ、看板等に公共交通機関によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を図る。従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとする。苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うなどできる限り配慮を行っております。</p>

表2(16) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：騒音・振動</p> <p>道路交通騒音対策について 現状でさえ、既述の通り町3・4・37号線道路は、平日・休日かつ昼夜とも、また他の調査地点3箇所も環境基準をオーバーしている。にもかかわらず、これの対処方法を明確にしていない。</p>	<p>新設道路の整備を含む土地区画整理事業は、町田市決定の都市計画事業の一環で施行されます。いただきました貴重なご意見につきましては、町田市にもお伝えし、計画検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>項目：騒音・振動</p> <p>道路交通騒音が、基準値(評価の指標)を超え る予測結果となっているもの及びその理由等は以下のとおりです。 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル：D・B・F地点 →これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回っている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.9dBとなります。 関連車両の走行に伴う等価騒音レベル(昼間)：D、F、I →これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大で0.4dBとなります。 関連車両の走行に伴う等価騒音レベル(夜間)：D(東側)、F、I →これらの地点は現況交通量による騒音レベルが、D地点は指標と同値、F、I地点では既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大で0.5dBとなります。</p>	<p>商業施設計画では、自動車交通の影響を低減する措置として、交通誘導員の適切な配置による円滑な交通の確保に努め、車両の集中化を避ける。駐車場における制限速度及びブライドリングストップの周知を図る。店舗の広告チラシ、ホームページ、看板等に公共交通機関によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を図る。従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとする。苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うなどできる限り配慮を行ってまいりますので、ご理解いただければと存じます。</p>

表2(17) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：騒音・振動</p> <p>騒音・振動 工事の完了後 ・公園内「さわやか広場」「多目的広場」での変化を測定すべきである。 ・公園内新設道路の中間点、ユリノキ通りとの新設交差点での測定を行うべきである。 ・環境悪化した場合は、解決法を提案し施工すべきである。</p>	<p>評価書案では、道路交通騒音・振動と交通量の現地調査を行ったうえで予測・評価をさせていただいております。 地点の設定については、関連車両の走行経路沿道で、より住宅地に近い場所、環境負荷の変化がどの程度生じるかを予測・評価するため、地点の設定を行いました。 計画している関連車両の走行経路から、新設道路区間の将来交通量のうち、本事業の関連車両台数は地点I、Hと同程度と想定されます。それを踏まえまして、新設道路区間からユリノキ通りを含めた区間の代表地点として、地点I、Hで予測・評価を行っております。 新設道路の整備を含む土地区画整理事業は、町田市決定の都市計画事業の一環で施行されますほか、鶴間公園の再整備は町田市が事業主体となり施行されます。 商業施設計画では、自動車交通の影響を低減する措置として、交通誘導員の適切な配置による円滑な交通の確保に努め、車両の集中化を避ける。駐車場における制限速度及びブライドリングストップの周知を図る。店舗の広告チラシ、ホームページ、看板等に公共交通機関によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を図る。従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとする。苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うなどできる限り配慮を行ってまいります。</p>
	<p>いただきました貴重なご意見につきましては、町田市にもお伝えし、計画検討の参考とさせていただきます。また、鶴間公園内での測定等につきましては、町田市とも検討してまいります。</p>

表2(18) 市民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：水循環</p> <p>水循環の選定しない事由について</p> <p>本件計画に伴う新設道路の切土、雨水枙・雨水側溝の設置、廃道部・水道道路の盛土、などの土地の改変などにより、集中豪雨における表面流出量の影響や雨水の流出抑制にどう対処するのか。評価項目として選定すべきと考えます。</p>	<p>本商業施設計画においては、敷地の緑地を積極的に整備し、雨水浸透を図るとともに、町田市の「雨水流出抑制施設設置基準」に基づいた雨水浸透枙及び雨水貯留槽の設置による雨水の地下浸透及び流出抑制を行う計画であることから、表面流出量や地下水涵養能の変化に影響を及ぼすおそれはないと考えます。</p> <p>以上のことから、水循環を環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>なお、新設道路整備や廃道部、水道道路の盛土などは、土地区画整備事業により整備されることから、本件環境影響評価の対象外ではありますが、近年、集中豪雨、ゲリラ豪雨、道路の氾水などが、問題となっていることを鑑み、いただきました貴重なご意見につきまして、町田市にもお伝えし、計画検討の参考とさせていただきます。</p>

表2(19) 市民からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>項目：生物・生態系</p> <p>生物・生態系の評価項目からの除外について</p> <p>「自然との触れ合い活動の場」の項目は「施設の併用」では評価対象としながら、生物・生態系を環境影響評価の項目として選定しないとしていますが、なぜでしょうか。選定しない事情を説明願います。</p> <p>鶴間公園と一体化・回遊性をもたせるといふのが本件計画のうたい文句です。そのために用途地域まで変更して商業地域にしています。</p>	<p>環境影響評価の項目は、本事業に起因して環境に影響を及ぼす恐れのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を、各項目ごとに勘案して選定いたしました。「生物・生態系」の項目を選定しなかった理由としては、評価書案(評価書案 P61)に記載のとおり、</p> <p>①計画地内には植栽された街路樹や修景木等が存在するが、自然の樹林地等は存在しないこと。</p> <p>②計画地周辺は境川が存在しているが、北側に東急田園都市線南町田駅、北東側に一般国道 16 号(大和バイパス)、南東側に一般国道 246 号、南側には病院及び住宅地が存在するなど、市街地として人為的影響を大きく受けた環境となっていること。</p> <p>③鶴間公園の生物・生態系の状況は、「町田生きものプラン - 生物多様性 はじめの一步」(平成 27 年 5 月 町田市) 策定の基礎資料である「2013 年度 町田市生物調査等業務委託報告書」(平成 26 年 3 月、パシフィックエコーシステムズ株式会社)によると、鶴間公園での注目種の生育・生息の記載はないこと。</p> <p>以上のことから、鶴間公園が注目される動物・植物の生息・生育空間になっているというような状況は確認できず、本事業の実施が生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないと考えられ、生物・生態系を環境影響評価の項目として選定しておりません。</p> <p>しかしながら、鶴間公園と連携したまちづくりを推進している商業施設計画であることに鑑み、接続部には、鳥や昆虫等の生息を促すように、花や実のなる樹木や在来種等の植栽を計画するなど、商業施設計画としてもできる限り配慮を行ってまいります。</p>